

会員各位

令和4年1月14日

鎌倉市医師会会長 山口 泰
公衆衛生担当理事 今井 一登

神奈川県医師会が把握している 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報第2版について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会新型コロナウイルスワクチン予防接種担当 広崎 繁雄
TEL : 0467-22-1245 Mobile : 090-8476-1245 Mail to : kcma.yoboseshu@kcma.jp

神奈川県医師会
理事 笹生 正 人

「神奈川県医師会が把握している新型コロナウイルスワクチン接種 に関する情報（第2版）」について

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別添のとおり、新型コロナウイルスワクチンに関する会員向け情報提供資料の第2版を作成いたしましたので、送付させていただきます。

つきましては、貴会におかれましても、本資料のご活用ならびに会員への周知方につきご高配賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、本資料データについては、本会ホームページの会員専用ページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。

神奈川県医師会ホームページURL : <https://kanagawa-med.or.jp/>

お問い合わせ先

新型コロナウイルスワクチン接種チーム

県医師会健康医療課 石渡

横浜市中区富士見町3-1

TEL : 045(241)7000 FAX : 045(241)1464

E-mail : kansensho@kanagawa.med.or.jp



神奈川県医師会が把握している 新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報

(第2版)

神奈川県医師会

新型コロナウイルスワクチン接種チーム

令和4年1月6日(木) 時点

※掲載内容は適時更新する予定ですが、最新情報などは別途報告する場合がございます。

※地域の具体的な接種体制やワクチン供給情報などは、各市町村にご確認ください。

本情報では、厚生労働省が実施した自治体向け説明会にて使用された資料を一部掲載しておりますが、それらは、厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルスに関する自治体向け通知・事務連絡等/自治体向け説明会)よりダウンロードできます。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html

目次

1. 追加接種(3回目)の基本的な考え方 (P. 3)
2. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い (P. 5)
3. ワクチンの取り扱い等 (P. 8)
4. 小児接種(5～11歳) (P. 13)
5. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い (P. 16)
6. 費用請求・支払い方法(変更点の概要等) (P. 27)
7. 県が設置する大規模接種会場 (P. 34)
8. 接種促進の支援事業 (P. 35)

1-1. 追加接種（3回目）の基本的な考え方

(1) 対象者は、初回接種（1・2回目）完了から、原則8か月以上経過した18歳以上の者となる。

（18歳以上の者が予防接種法上の特例臨時接種の対象）

（接種間隔に係る例外的な取り扱いについては、P. 5～7参照）

(2) 予防接種法上の特例臨時接種期間が令和4年9月30日まで延長され、追加接種の実施期間は以下のとおりとなった。

追加接種の実施期間：令和3年12月1日～令和4年9月30日

(3) 初回接種の際の「医療従事者等への優先接種枠」という考え方はなく、すべての対象者が「住民接種」の扱いとなる。

しかし、初回接種は医療従事者から開始されたため、8か月の経過を最初に迎える者も医療従事者であることから、自動的に追加接種も医療従事者から開始されるという考え方。

(4) 住民接種であるため、市町村が接種券の発行やワクチン配送（供給）調整などを行う（市町村事業）。

(5) 初回接種から8か月経過した者の確認は、VRSや予防接種台帳からの抽出により行われるが、医療従事者の初回接種時はVRSが導入されていないため、接種費用の請求手続き等により把握されている。そのため、初回接種の接種費用の請求をしていない場合は、接種券が届かないことがあるため、その場合は当該市町村に今後の手続きについて確認する必要がある。

1-2. 追加接種（3回目）の基本的な考え方

- (6) 初回接種に用いた種類にかかわらず、「mRNAワクチン」を用いることとなっているため、国内で使用するワクチンは、現在、薬事承認されているファイザーまたはモデルナとなる。
- (7) 12/23時点で確定している、2種類のワクチンの供給量を考えた場合、初回接種と異なる種類のワクチンを使用すること（交互接種）が想定されている。
(1・2回目がファイザーで、3回目がモデルナとなるケースなど)
- (8) 以下の者は「初回接種に相当する注射を受けた者」として該当するが、国内承認済みのワクチン（ファイザー／モデルナ／アストラゼネカ）を接種している場合に限る。
①海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業における2回の接種
②在日米軍従業員接種における2回の接種
③製薬メーカーの治験等における2回の接種
④海外における2回の接種
⑤上記の他、市町村長が初回接種に相当する予防接種であると認めるもの

※ 追加接種では「医療従事者等への優先接種」の考え方はないが、令和3年10月に県が実施した「自院接種に関する意向調査」の結果に基づき、市町村から自院の医療従事者分のワクチンが供給される医療機関にはファイザーワクチンが供給されている（第2クール分で終了）。

2-1. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い（経緯）

(1) 令和3年11月26日付 厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡
「新型コロナウイルスの追加接種の接種間隔に係る例外的取扱いについて」の概要

以下①・②の場合は、例外的に8か月以上の間隔をおかずに実施して差し支えないが、市町村が都道府県を通じて、厚生労働省に事前に相談したうえで実施することとなっている。医療機関等の独自の判断で行うものではない（初回接種完了から6か月以上の間隔は必要）。

①医療機関等（医療機関、高齢者施設等）においてクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。
②同一の保健所管内の複数の医療機関等でクラスターが発生した場合に、当該医療機関等の所在する保健所管内の医療機関等の入院患者、入所施設利用者、通所施設利用者及び当該医療機関等で業務に従事する者であって、感染拡大防止を図る観点から必要な範囲のものに接種する場合。

▼ 厚生労働省は、新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、上記（1）の場合に限らず、例外的な接種を実施する場合について以下（2）のとおり整理した

(2) 令和3年12月17日付け 厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡

「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について」の概要

クラスター発生の場合に限らず、初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合の接種対象者等について以下のとおりとした（初回接種完了から6か月以上の間隔は必要）。

《対象者》（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（自治体向け）（第6版）P.17～22 表1・2・3参照）

①医療従事者等 ②高齢者施設等の入所者及び従事者 ③通所サービス事業所の利用者及び従事者 ④病院又は有床診療所の入院患者

《実施手順》

①医療従事者等への接種及び重症化リスクの高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先すること

②初回接種の完了から6か月以上の間隔をおいて実施すること

③実施時までに接種券が届いていない場合は、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」に従うこと（P.15～24参照）

《その他》

①その他の高齢者に対しては、令和4年2月以降、初回接種の完了から7か月以上経過した後に実施ができる。

▼ これにより、例外的な接種を実施する際、厚生労働省の事前承認は必要なくなったが、国が示した上記内容を踏まえ、県は次頁(3)のとおり基本方針を定めた

2-2. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い（経緯）

(3) 令和3年12月21日付け 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 事務連絡
「追加接種における例外的接種（前倒し接種）に係る基本方針について」の概要

県では、国の考え方を前提としつつも、12月16日開催の感染症対策協議会での議論を踏まえ、本県における前倒し接種（8か月未満）について、以下のとおり基本方針を定め、市町村へ連絡した。なお、ワクチンの保有状況を踏まえ、**前倒し接種の対象となる「医療従事者等」の範囲を、高齢者施設等の入所者への接種を行う従事者に限定した（初回接種完了から6か月以上の間隔は必要）。**

《対象者》（優先順位①→②→③→④）

- ①特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の入所者及び従業員、**医療従事者**
 - ②その他高齢者施設入所者及び従事者
 - ③通所サービス事業所の利用者及び入院患者
 - ④病院または有床診療所の入院患者
- ※上記①の4施設の入所者及び従業員と**前倒し接種担当医療従事者等を最優先とする。**

《使用ワクチン》 原則としてモデルナを活用。必要に応じてファイザーを使用しても差し支えない。

※当面の間、保有するワクチン量の範囲内で実施することとし、モデルナは県大規模接種会場から市町村へ分配する

《開始時期》 接種体制が整い次第、順次開始する。

▶ 県は、上記（3）の事務連絡にて示した「前倒し接種の対象者」について、市町村に対し以下のとおり説明を補足した

(4) 令和3年12月27日付け 神奈川県健康医療局医療危機対策本部室 事務連絡
「令和3年12月21日県事務連絡『追加接種における例外的接種（前倒し接種）に係る基本方針について』に関する補足について」の概要

《補足箇所》（12月21日付事務連絡「補足」3つ目の○印の下線部分）

「本県として、前倒し接種の対象者とする「医療従事者等」については、高齢者施設等の入所者への接種を行う従事者に限定せざるを得ないことをご理解くださいますようお願いいたします」

《補足内容》

12月・1月に実施する追加接種は、県大規模接種会場の残余ワクチンを有効活用することとしたが、その残余ワクチンにも限りがあるため、市町村へのワクチン供給も限定せざるを得ないことを踏まえ、12月21日付事務連絡では記載のとおり説明したところではある。

しかしながら、**前倒し接種の対象者は国と同様であり、県が限定した方以外の前倒し接種を妨げるものではない。**

▶ 高齢者施設への追加接種を最優先とすることは変わりないが、前倒し接種の対象者を限定するものではなく、県の考え方は国と同様であることが確認された（医療従事者として前倒し接種は可能となるが、具体的なワクチンの使用方法等については、供給を行う各市町村の方針を確認する必要あり）

2-3. 追加接種の接種間隔に係る例外的な取扱い

初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種する場合の考え方

新たな変異株の発生等の状況を踏まえ、クラスター発生の場合に限らず、初回接種の完了から8か月以上の経過を待たずに追加接種を実施する場合は接種対象者等について整理

「初回接種完了から8か月以上の経過を待たずに新型コロナウイルスの追加接種を実施する場合の考え方について」（令和3年2月17日付予防接種推進事務局議決）

1. 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種

2か月前倒し可能

(1) 対象者

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者施設等の入所者・従事者、通所サービス事業所の利用者・従事者、病院・有床診療所の入院患者

(2) 実施手順

共通事項

- 医療従事者等への接種及び重症化のリスクが高い入所者が多い高齢者施設等における接種を優先する
- 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）附則第8条第1項の規定に基づき、**初回接種の完了から6か月以上の間隔**において実施する
- 追加接種の実施時までに市町村から接種券を発行することが困難な場合には、「例外的な取扱として接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルス追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日事務連絡）の内容に従って追加接種の事務を実施する
- 市町村の衛生部局は、介護保険部局、障害福祉部局等の関係部局と連携して対応する

医療従事者等、高齢者施設等の入所者・従事者

- 医療機関等及び高齢者施設等において手引きに基づく接種体制の構築を行った上で、追加接種を行う

通所サービスの利用者・従事者

- 通所サービス事業所において接種体制を確保した上で、高齢者施設等での実施方法に準じて、その利用者と従事者に対する追加接種を行う

病院・有床診療所の入院患者

- 市町村と都道府県が連携し、入院患者に対する接種を行う意向を持つ病院や有床診療所を把握し、必要なワクチンの配分等を行い、追加接種を実施する

2. その他の高齢者（令和4年2月以降）に対する追加接種

1か月前倒し可能

市町村は、1（1）に掲げる者であって（2）の実施手順による追加接種を受けたもの以外の高齢者について、令和4年2月以降初回接種の完了から**7か月以上経過した者**に追加接種を実施することができる

25

3-1. ワクチンの取扱い等

(1) ファイザー（12歳以上）【コミナティ筋注】（ワクチンキャップの色：紫●）

① 12歳以上用ワクチンは、初回接種用と追加接種用に違いはないため、保存方法、希釈方法および接種量は同様の扱いである。
そのため、初回又は追加接種のどちらにも使用しても差し支えないとされている。

② **小児用（5～11歳）と12歳以上用は、取り扱いが異なることから、別種類のワクチンとして取り扱う。**

	対象者	接種間隔	接種量/回	小分配送	採取数/バイル	バイル数/箱	保存方法
初回接種	満12歳以上	3週間	0.3 mL (0.45mLの薬液を1.8mLの生理食塩液で希釈)	可	6回分	195 V	<ul style="list-style-type: none"> -2～ 8℃：1か月保存可能(再凍結不可) -25～-15℃：14日間保存可能 (1回に限り-90～-60℃に戻して保存可能) -90～-60℃：ワクチンの有効期限 (製造時から9か月)
追加接種	満18歳以上	8か月					

3-2. ワクチンの取扱い等

(2) 武田／モデルナ【スパイクバックス筋注】（ワクチンキヤップの色：赤●）

初回接種用と追加接種用のワクチンに違いはないため、初回又は追加接種のどちらに使用しても差し支えないとされているが、**接種量等に以下のとおり違いがある。**

- ① (接種量) 初回：0.5mL / 追加：0.25mL
- (採取数/V) 初回：10回分 / 追加：15回分以上（栓への20回を超える穿刺を行わないこと）
- (小分配送) 初回：不可 / 追加：可（接種施設間の融通も可）

② 初回接種時は主に大規模接種又は職域接種にて使用されていたが、追加接種ではそれらに加え、個別接種も実施される。

③ 令和3年12月に販売名が「COVID-19ワクチンモデルナ筋注」から「**スパイクバックス筋注**」に変更された（令和4年1月以降に出荷）。

	対象者	接種間隔	接種量/回	小分配送	採取数/バィル	バィル数/箱	保存方法
初回接種	満12歳以上	4週間	0.5 mL	不可	10回分	10V	・2～8℃：30日間保存可能 ・-20℃±5℃： ワクチンの有効期限（製造時から9か月）
追加接種	満18歳以上	8か月	0.25 mL	可	15回分以上 (16回以上採取可)		

3-3. ワクチンの取扱い等

1つの接種会場で複数種類のワクチンを取り扱うこと

基本的な考え方

- 1つの接種会場（医療機関）で複数種類の新型コロナワクチンを取り扱うことを可能とする。
- 複数種類のワクチンを1つの会場で取り扱う場合には、種類が異なるワクチンを混同しないよう、明確に区分した管理を行うこと。特に小規模の会場（医療機関）を念頭に、「明確な区分」の要件も合理化。

複数種類のワクチン取扱いに関する新しいルール（予定）

- 1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことについては、従来限定的に認めていたが、今後、各ワクチンの接種や管理、運用等について、以下のとおり明確に区分した上で、幅広く認めることとする予定。
 - 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、**ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分けること。**
 - ※ 小規模の会場（医療機関）を念頭に、**フロア分けなどは必須としないが、時間的または空間的な区分は必要。**
 - 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナワクチンを保管する場合は、**登録・管理を明確に分けること。**
 - ※ 小規模の会場（医療機関）を念頭に、**冷蔵庫等を分けることは必須としないが、庫内の容器等は明確な区分が必要。**
- 新型コロナワクチンの管理については、接種人数での確認を徹底するとともに、**接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。**

現行ルール

	ファイザー（大人）	ファイザー（大人）	武田/モデルナ	武田/モデルナ	アストラゼネカ
ファイザー（大人）	○	○	△	○	○
武田/モデルナ	△	△	○	○	○
アストラゼネカ	○	○	○	○	○

新ルール（予定）

	ファイザー（大人）	ファイザー（大人）	武田/モデルナ	アストラゼネカ	ファイザー（小児）
ファイザー（大人）	○	○	○	○	○
武田/モデルナ	○	○	○	○	○
アストラゼネカ	○	○	○	○	○
ファイザー（小児）	○	○	○	○	○

- ：各会場（医療機関）で上に記した明確な区分管理を前提に可
- △：ファイザー社ワクチンで接種している医療機関が職域接種を実施する場合や、大規模会場でのワクチン切替えといった限定的な場合に、ワクチンを明確に区分管理（別の冷凍庫で保存するなど）することを前提に可

3-4. ワクチンの取扱い等

海外で新型コロナウイルスワクチンを接種した者の取扱いについて

海外・国内での接種を問わず、国内承認済みのワクチン（ファイザー社、武田/モデルナ社、アストラゼネカ社）の接種済回数に応じて、機械的に国内における残りの接種回数を決定することとする。

残り回数の考え方

	海外（※1）		国内初回接種	国内追加接種
海外で国内承認ワクチンを2回接種	①	②		③
海外で国内承認ワクチンを1回接種	①		②（※2）	③
海外で国内未承認ワクチンを2回接種	①	②	① ②（※3）	③
海外で国内未承認ワクチンを1回接種	①		① ②（※3）	③

- ※1 海外での接種回数（国内での残り接種回数）は、本人の申告に基づいてカウントする。
- ※2 海外で国内承認ワクチンを1回接種しているケースにおいて、本人又はその保護者から、
・国内承認ワクチンの接種が2回目である旨の申出があった場合には、**2回目の接種券を使用**する。
・特段の申出がない場合は、**1回目の接種券を使用**する。
- ※3 医師から国内承認ワクチンと未承認ワクチンの交互接種に係る安全性等の科学的知見がないことを説明。

3-5. ワクチンの取扱い等

(参考) 新型コロナウイルスワクチンの特性

	ファイザー社 (12歳以上)	ファイザー社 (5~11歳)	武田/モデルナ社	アストラゼネカ社	武田社 (ノババックス社)
接種回数 括弧内は1・2回目 の接種間隔	2回 (21日間隔)	2回 (21日間隔)	2回 (28日間隔)	2回 (4週~12週間隔)	2回 (21日間隔)
保管温度	-75°C±15°C:9か月 -20°C±5°C:14日 ※なお、1回に限る。再度-90~-60°Cに戻し保存することができる。 2~8°C:1か月	-75°C±15°C:6か月 2~8°C:10週間	-20°C±5°C:9か月 2~8°C:30日 ※9か月の有効期間中に限る	2~8°C:6か月	2~8°C
1バイアル の単位	6回分/バイアル(特殊な針・シリンジ) 5回分/バイアル(一般的な針・シリンジ)	10回分/バイアル	(追加接種) 15回以上/バイアル (初回接種) 10回分/バイアル	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単 位 (一度に接種会 場に配送される 最小の数量)	195バイアル (特殊な針・シリンジを用いる場 合は1,170回接種分、一般的 な針・シリンジを用いる場合は 975回接種分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (追加接種:150回以 上接種分) (初回接種:100回接 種分)	2バイアル (20回接種分) ※発注は100回接種分 単位	1バイアル (10回接種分) ※最小発注単位は検討 中
希釈	1.8mLで希釈	1.3mLで希釈	希釈不要	希釈不要	希釈不要
備考	冷蔵庫で解凍する場合は、解凍 凍及び希釈を1か月以内に行 う 室温で解凍する場合は、解凍 及び希釈を2時間以内に行う 希釈後、室温で6時間	冷蔵庫で解凍する場合は:冷蔵 庫で10時間。使用前、室温で 24時間(希釈後は12時間以 内) 室温で解凍する場合は:24時 間(希釈後は12時間以内)	希釈不要 (一度針をさしたもので以 降) 2~25°Cで12時間(解 凍後の再凍結は不可)	希釈不要 (一度針をさしたもので以 降) 室温で6時間 2~8°Cで48時間	
					13

ファイザー社(5~11歳)と武田社(ノババックス社)については、薬事承認前であり、全て予定の情報です。

第10回新型コロナウイルスワクチンの接種体制構築に係る自治体向け説明会 (R3.12.24)資料より

4-1. 小児接種（5～11歳）

※薬事承認前のため、以下の内容は予定

- (1) 11月10日にファイザー社から5-11歳の小児を対象とする新型コロナウイルスワクチンの使用に関する薬事申請がなされた。12歳未満の小児のワクチン接種に関しては、今後議論を進めていく予定。
- (2) 薬事承認に至った場合には、予防接種法関係の法令改正等を経て、令和4年3月頃から小児を対象とした接種が可能となる見込み。
- (3) 1医療機関で複数ワクチンを取り扱うことが容認されているが、12歳以上用と小児用で取り扱いルールが異なるため、別の新型コロナウイルスワクチンとして明確に区別して扱う。
- (4) 接種回数は2回、接種間隔は21日間（3週間）の予定。
- (5) 学校集団接種は現時点では推奨しない。

小児接種用 ワクチン (ファイザー)	対象者	接種間隔	接種量/回	小分 配送	採取数 /ハイル	ハイル数 /箱	保存方法
	5～11歳	21日間 (3週間)	0.2 mL <small>(1.3mLの薬液に1.3mLの 生理食塩液で希釈)</small>	可	10回分	10 V	<ul style="list-style-type: none"> ● 2～8℃：10週間保存可能(再凍結不可) ● -90～-60℃： ワクチンの有効期限（製造時から6か月）

(ワクチンキャップの色：オレンジ●)

4-2. 小児接種（5～11歳）

令和3年11月17日
第9回自治体説明会資料1
一部改変

小児用（5～11歳用）ファイザー社ワクチンの特性について

5～11歳用のファイザー社ワクチンは、12歳以上用の（既存の）ファイザー社ワクチンとは濃度や用量が異なります。
5～11歳の方には、必ず5～11歳用のワクチンを使用してください。

※薬事承認前であり、
全て予定の情報です。

5～11歳用ファイザー社ワクチンの特性

ファイザー社からの配送単位 10バイアル/箱（箱の大きさ：幅89mm×奥37mm×高47mm）

ファイザー社からの配送温度 原則として-90℃～-60℃

2～8℃	10週間保存可能、再凍結不可
-90℃～-60℃	ワクチンの有効期間（製造時から6か月）

保存方法と有効期間

室温（30℃を超えない）で解凍する場合は、希釈前12時間の保存が可能
希釈後は2～30℃で12時間の保存が可能
小分けの移送時には、-90℃～-60℃か2～8℃の温度にしてください

採取回数

10回/バイアル
残液が少くない針付きシリンジ（針は27G・5/8 inch）を供給します

その他

希釈が必要（1.3mLの薬液を1.3mLの生理食塩液で希釈）
1回当たり0.2mLを接種します
小分けルールは12歳以上用の製剤と同様

5～11歳用ワクチン

針付きシリンジ



ファイザー社
(及び配送委託業者)

地域担当卸



第10回新型コロナウイルスワクチンの
接種体制確保に係る自治体向け説明会
(R3.12.24)資料より

4-3. 小児接種（5～11歳）

令和3年11月17日
第9回自治体説明会資料1
一部改変

小児用（5～11歳）ファイザー社ワクチンの取扱い

基本的な考え方

- ・ 小児用ファイザー社ワクチンの接種の開始は3月以降になる見込み。
- ・ 小児への接種についても、①1機関で複数ワクチンを取り扱うことを許容するほか、②12歳以上と同様に小児用ワクチンを取り扱う医療機関での小分け配送が可能。
- ・ 12歳以上用と小児用で取扱いルールが異なることから、別種類のワクチンとして扱う。複数ワクチンを取り扱う場合には、混同しないような接種体制が必要

① 1機関複数ワクチンの取扱いの承認

各ワクチンの接種や管理、運用等について、以下のとおり明確に区分した上で、1会場で複数種類のワクチンを取り扱うことを許容。ファイザー社ワクチンでも小児用と12歳以上用は取扱いが異なることから別種類のワクチン扱いであることに注意。

- ・ 複数種類の新型コロナウイルスの接種を混同しないよう、**2**ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所を明確に分けること。
- ・ 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナウイルスワクチンを保管する場合には、**容器・管理を明確に分ける**こと。
- ・ 新型コロナウイルスの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、**接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者**を置くこと。

② 小児用ワクチンの接種体制の準備

- ・ 小児用ワクチンは、**2022年2月から輸入される予定のため、接種の開始は3月以降**となる見込み。
- ・ ファイザー社から各医療機関（接種会場）に原則-90～-60℃で小児用ワクチンを配送。**2～8℃で10週間の保存が可能**であり、超低温冷凍庫は必須としない。医療用冷蔵庫での保管も現実的。
- ・ 同一冷蔵庫等で小児用のファイザー社ワクチンとほかのワクチンを保管することも可。キャップの色が異なるので目印とするほか、庫内で混同しないよう容器を分けるなど工夫が必要。
- ・ 12歳以上の場合と同様に小分けが可能。小児への接種を行う会場間の移送は行って差し支えないが、12歳以上の場合と異なり、-15～-60℃での移送は不可。
- ・ 小児への接種であることを踏まえ、通常の副反応対応に加え、入院が必要になった場合等に適切な対応をとれる体制が必要。

5-1. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

- (1) 令和3年11月26日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室 事務連絡
「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」の概要

追加接種の接種券（一体型予診票）は、市町村が初回接種完了から原則8か月以上経過した者に発行することとなっており、基本的にはその接種券が届いてから、接種を受けることとなる。
ただし、急遽接種を行う必要が生じた場合や手続きが間に合わず接種日までには接種券が届いていない場合などに、例外的に接種を実施する際の事務運用が示されている。

留意点 【接種対象者（8か月以上経過した者）に接種券が届いていない場合の対応】

- | | |
|---|--|
| ① | 接種券が届いていない追加接種対象者から接種希望があった場合にも、まずは市区町村への接種券発行申請を促す等、接種券を活用した接種実施を原則とする。 |
| ② | 接種券が届く前に追加接種を実施する場合には、医療機関と当該医療機関所在市区町村での相談等を経て実施する。 |

※ 予診票は、原則、新様式の「接種券一体型予診票」だが、自治体によっては、従来様式の「接種券兼接種済み証（シール型）」の場合がある。

▲ 上記②により、実施するにあたっての事務運用は、P.17～26を参照

5-2. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

接種券が届いていない追加接種対象者に対する追加接種実施の基本的な考え方と事務運用の概要

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（令和3年11月26日付が厚労省健康局健康予防課接種課事務課発）の要旨

基本的な考え方

接種券は、接種実施医療機関等が追加接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、**接種券を活用した接種実施（接種券の持参）を原則とするが、接種券が届かない追加接種対象者（2回接種完了から原則8か月以上経過した者）からの接種希望があった場合には、**

- ① まず市町村への接種券発行申請を促すなど、引き続き、**接種券を活用した接種実施を原則とする、**
- ② 他方、突然の予約キャンセル等によるワクチン廃棄を防ぐため、急遽追加接種を希望する者を募って接種を行う場合等、**市町村からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合も考えられることから、このような場合の例外的な対応として、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施する。**

事務運用の概要

- ・ 接種当日は、接種券部分が空欄の予診票 ① を用いて、予診・接種を実施。
- ・ この際、**被接種者に対し、予め以下のことを伝達。その後も含めた事務運用の詳細は次頁行以降を参照。**
 - **後日、接種券が発行されたら、速やかに接種券を接種実施医療機関又は職域接種事務局に持参すること**
 - **接種当日に記入した予診票 ① の内容を、当該接種券一体型予診票 ② に転記する作業を指示する可能性があること**



5-3. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（医療機関が行うこと）

(1) 接種当日

被接種者に対して以下の点を伝える。

- ① 自治体から接種券が届いたら、速やかに当該接種券を持参すること
- ・ 接種当日に記入した予診票の内容を接種券一体型予診票に転記する作業を指示する可能性があること

② 接種券部分が印字されていない追加接種用の予診票を用いて、予診および接種を実施する。
この際、予診票には、接種券部分以外の必要事項はすべて記入し、ロット番号シール（1枚目）を貼付する。

③ 接種後、予診票の写しにロット番号シール（2枚目）を貼付し、接種記録書と併せて、被接種者に交付する。

④ 記入が完了した予診票（原本）と残りのロット番号シールは、医療機関で保管する。

※ **ロット番号シール3枚のうち、当日は2枚を使用、1枚を保管することとなる。**

5-4. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

接種券が届いていない追加接種対象者に対して 接種を実施する場合の具体的な事務運用(1)

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付付厚生労働省健康局長健康課予防接種室(事務課))の概要

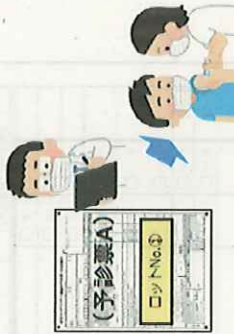
(1) 接種当日の医療機関等の事務

① 接種券の持参を依頼



※後日、接種券の持参と転記作業が必要になる旨を予め説明。

② 予診・接種の実施



※接種券なしの予診票(A)に必要事項を記入
※1枚目のロット番号シールを貼付

③ 被接種者に 予診票の写し(B)を交付

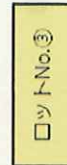
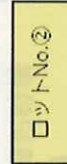
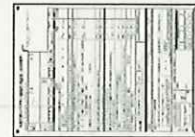


※予診票の写し(B)に2枚目の
ロット番号シールを貼付

④ 記入が完了した予診票(A)と 残りのロット番号シールを保管



※最初に医療機関にある資材：接種券なしの予診票、ロット番号シール×3



5-6. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（被接種者・医療機関が行うこと）	
(2) 接種券が届いた後（接種券一体型予診票の場合）	
①	被接種者は、接種当日の予診票の記載内容（被接種者記入欄のみ）を新たに届いた「接種券一体型予診票」に転記する（併せて医療機関へ持参する）。
②	接種実施医療機関等は、被接種者が持参した「接種券一体型予診票」に、接種当日の予診票の記載内容（医師記入欄）を転記し、 <u>ロット番号シール（3枚目）</u> を貼付する。 また、住所欄の右端に「(写)」と記入する。 (医師の指示のもと、医師以外の者も転記作業を実施できる)
③	転記が完了した「接種券一体型予診票」を2部コピーし、1部は接種実施医療機関等にて保管、1部は被接種者に交付する。
④	「接種券一体型予診票」の原本は、VRS読み取り等を実施後、市町村または国保連に提出し、費用請求を行う。

5-8. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

具体的な事務運用（被接種者・医療機関が行うこと）

(3) 接種券が届いた後（接種券（兼）接種済証（シール型）の場合）

- | | |
|---|---|
| ① | 被接種者が持参した接種券（兼）接種済証の接種券シールを、医療機関で保管している接種当日の予診票に貼付する。 |
| ② | その予診票のコピーにロット番号シール（3枚目）を貼付し、医療機関で保管する。 |
| ③ | 「接種券一体型予診票」の原本は、VRS読み取り等を実施後、市町村または国保連に提出し、費用請求を行う。 |

※ 接種当日に残った3枚目のロット番号シールは、接種券が届いた後に使用する。

※ 予診票のコピーは原則5年間保存とする。

5-10. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の具体的な事務運用(2)

「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナウイルスワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」(令和3年11月26日付け厚生労働省健康局長通知(接種推進事務局連絡))の概要

(2) 後日、接種券が提出された際の医療機関等の事務

ア. 接種券が接種券一体型予診票(新機式)の場合

① 被接種者に本人記入欄の転記を依頼

診券録として5年保存



※被接種者が接種当日記入した予診票(A)の内容を持参した接種券一体型予診票(C)に転記

② 医師記入欄の転記及び

ロット番号シールの貼付



※保管していた3枚目のロット番号シールを貼付

③ 接種券一体型予診票(C)

の写しを2部(D1, D2)発行(任意)



※1部は医療機関、1部は被接種者が保管

④ 転記が完了した

接種券一体型予診票(C)を市町村又は国保連に送付



イ. 接種券が接種券(兼)接種済証(シール型)の場合

① 接種券シールを回収し、接種当日に記入した予診票(A)に貼付



② 予診票(A)の写し(E)を作成、保管

診券録として5年保存



③ 接種券シール貼付後の予診票(A)を市町村又は国保連に送付



※予診票の写しに3枚目のロット番号シールを貼付

5-1-1. 接種券が届いていない対象者に対する追加接種の例外的な取扱い

(参考) 接種券の種類【県内市町村別】

市町村名	種類	市町村名	種類	市町村名	種類
横浜市	シール型	秦野市	シール型	二宮町	一体型
川崎市	シール型	厚木市	シール型	中井町	一体型
相模原市	シール型	大和市	シール型	大井町	一体型
横須賀市	シール型	伊勢原市	シール型	松田町	一体型
平塚市	シール型	海老名市	シール型	山北町	一体型
鎌倉市	シール型	座間市	シール型	開成町	一体型
藤沢市	シール型	南足柄市	シール型	箱根町	一体型
小田原市	シール型	綾瀬市	シール型	真鶴町	一体型
茅ヶ崎市	シール型	葉山町	一体型	湯河原町	一体型
逗子市	一体型	寒川市	一体型	愛川町	一体型
三浦市	一体型	大磯町	一体型	清川村	一体型

令和3年12月23日時点

6-1. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

従来	初回接種では、医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者の接種費用については、当該市区町村へ、それ以外は国保連合会へ請求していた。 また、時間外・休日加算については、医療機関所在地の市区町村に別途請求した。
変更後 R3.12～	令和3年12月接種分からは、1・2回目と3回目の接種にかかわらず、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算も請求することとなった。そのため、1・2回目接種分の予診票を変更し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求する。

※12月1日以降の初回接種では、被接種者が持参した予診票が旧様式であった場合でも、新様式の予診票にて接種することが基本となる。

【補足】医療機関が旧様式の予診票を用いて費用請求する場合の留意点

①	時間外・休日加算と一体的に請求できないため、接種費用とは別に市区町村に請求することとなる。
②	時間外・休日加算の請求については、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」(令和3年6月23日事務連絡)に基づく。
③	医療機関が所在する市区町村に対し、請求書及び実績報告書を提出し請求する。

6-2. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い ～接種費用、時間外・休日加算分～

- 1, 2回目接種では、医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者の接種費用については当該市区町村へ、それ以外は国保連合会へ請求している。また、時間外・休日加算については、医療機関所在地の市区町村に別途請求している。
- 12月接種分からは、該当市区町村又は国保連合会に対し、接種費用の請求と一体的に時間外・休日加算分も請求する。**1, 2回目接種分についても、予診票を変更し、時間外、休日加算分と接種費用を一体的に請求する。**
- 医療機関等が、費用請求する先等は以下のとおり。

これまで（1, 2回目接種）

接種種別	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用	市区町村別請求書 予診票	市区町村	医療機関向け手引 同等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用	請求書 市区町村別請求書 予診票	国保連合会	医療機関向け手引 同等参照
全ての者	時間外・休日加算	請求書 実績報告	市区町村	令和3年6月23日付 け事務総務総務課

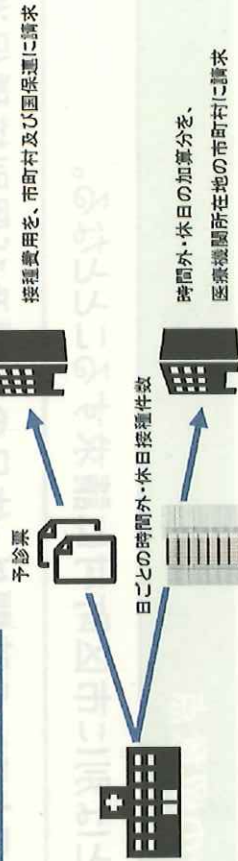
12月接種分から（1～3回目接種）

接種種別	請求費用	提出書類	請求先	備考
医療機関所在地と同じ市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	市区町村別請求書 接種券 接種券 予診票	市区町村	医療機関向け手引 同等参照
医療機関所在地と異なる市区町村に居住する者	接種費用 時間外・休日加算	請求書 市区町村別請求書 接種券 予診票	国保連合会	医療機関向け手引 同等参照

※医療機関等が旧予診票を使用した場合は、時間外・休日加算分の請求は市区町村に行う。

費用の請求・支払い ～予診票の旧様式から新様式への切り替えに伴う請求方法の変更～

11/30以前の接種分



12/1以降の接種分



6-5. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）

費用の請求・支払い ～新・旧の請求総括書～

新様式

旧様式

CCO(仮)新型コロナウイルス感染症対策委員会 申請書
 届出番号: 0000-0000-0000
 届出日: 2021年4月1日

請求額: 2
 請求額(100%): 1000
 請求額(50%): 500

品名	数量	単価	金額	支払済	未支払	支払済(100%)
マスク	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
消毒液	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
体温計	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
手洗石鹸	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
その他	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
合計	5000	2000	10000000	0	10000000	10000000

請求額(100%): 1000000
 請求額(50%): 500000

支払済: 0
 未支払: 1000000

支払済(100%): 1000000

CCO(仮)新型コロナウイルス感染症対策委員会 申請書
 届出番号: 0000-0000-0000
 届出日: 2021年4月1日

請求額: 2
 請求額(100%): 1000
 請求額(50%): 500

品名	数量	単価	金額	支払済	未支払	支払済(100%)
マスク	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
消毒液	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
体温計	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
手洗石鹸	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
その他	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
合計	5000	2000	10000000	0	10000000	10000000

請求額(100%): 1000000
 請求額(50%): 500000

支払済: 0
 未支払: 1000000

支払済(100%): 1000000

新様式は、1月請求分からV-SYSで出力できるようになります！

42

費用の請求・支払い ～新・旧の市区町村別請求書～

新様式

旧様式

CCO(仮)新型コロナウイルス感染症対策委員会 申請書
 届出番号: 0000-0000-0000
 届出日: 2021年4月1日

請求額: 2
 請求額(100%): 1000
 請求額(50%): 500

品名	数量	単価	金額	支払済	未支払	支払済(100%)
マスク	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
消毒液	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
体温計	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
手洗石鹸	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
その他	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
合計	5000	2000	10000000	0	10000000	10000000

請求額(100%): 1000000
 請求額(50%): 500000

支払済: 0
 未支払: 1000000

支払済(100%): 1000000

CCO(仮)新型コロナウイルス感染症対策委員会 申請書
 届出番号: 0000-0000-0000
 届出日: 2021年4月1日

請求額: 2
 請求額(100%): 1000
 請求額(50%): 500

品名	数量	単価	金額	支払済	未支払	支払済(100%)
マスク	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
消毒液	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
体温計	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
手洗石鹸	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
その他	1000	1000	1000000	0	1000000	1000000
合計	5000	2000	10000000	0	10000000	10000000

請求額(100%): 1000000
 請求額(50%): 500000

支払済: 0
 未支払: 1000000

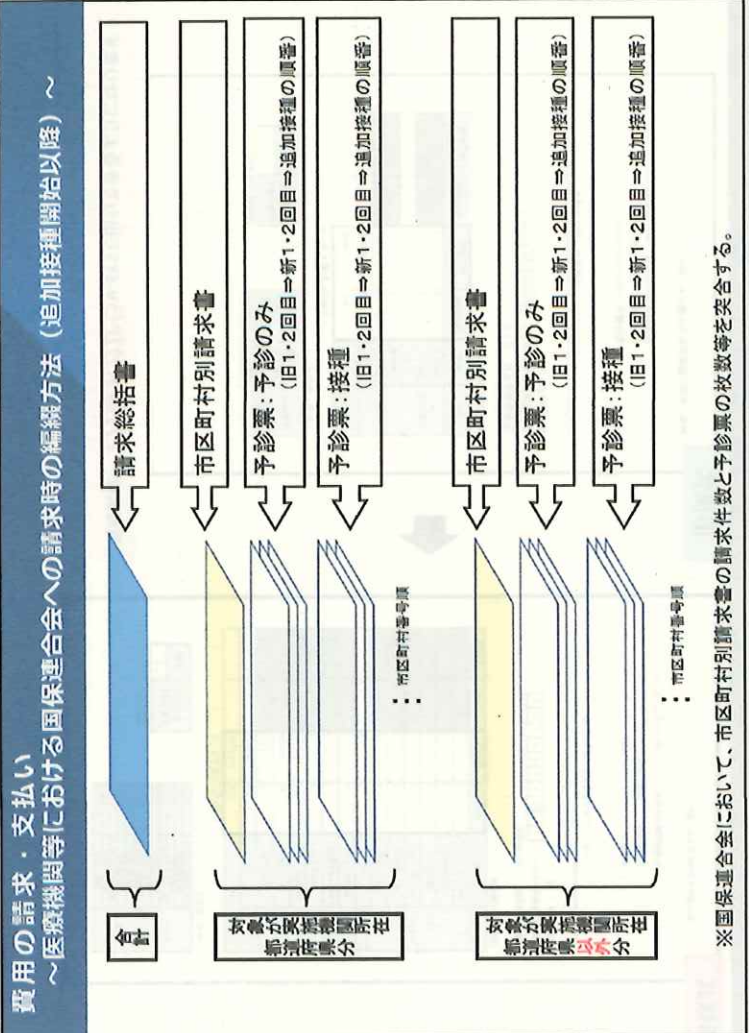
支払済(100%): 1000000

新様式は、1月請求分からV-SYSで出力できるようになります！

43

第9回新型コロナウイルスワクチンの
 接種体制確保に係る自治体向け説明会
 (R3.11.17)資料より

6-6. 費用請求・支払い方法（変更点の概要等）



費用の請求・支払い
～医療機関等から時間外・休日加算の市区町村への請求方法（医療機関が旧予診票で費用請求する場合）～

- 医療機関等において、旧予診票を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算と一体的に請求できないため、**費用とは別に市区町村に請求することとなる。**
- 時間外・休日加算の請求については、「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援助事業の請求について」（令和3年6月23日事務連絡）に基づく。
- 医療機関が所在する市区町村に対し、請求書及び実績報告書を提出し請求する。

請求方法

<請求先>
医療機関が所在する市区町村
(被接種者の居住地に依らない)

<提出物>

- 請求書
医療機関情報（名称、開設者氏名、診療時間等）、請求金額、振込口座情報等を記載
- 実績報告書
請求金額の内訳として日ごとの実績等を記載

<請求書>

4

第9回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (R3.11.17)資料より

7. 県が設置する大規模接種会場

(1) 初回接種 (新横浜国際ホテル マナーハウス (南館) : 横浜市港北区新横浜3-7-8)

ワクチン種類	接種対象者	接種期間	特設サイトURL (予約サイト)
モデルナ	満12歳以上の全ての県民	【1回目】 令和3年12月16日(木)、17日(金)、19日(日) 【2回目】 令和4年1月14日(金)、15日(土)、16日(日)	https://www.kanagawa-vaccine-yoyaku.com
アストラゼネカ	満40歳以上の全ての県民 (特に必要がある場合は18歳以上も可)	【1回目】 令和3年12月15日(水)、25日(土) 【2回目】 令和4年2月中に2日程度実施予定	https://www.kanagawa-az-vaccine-yoyaku.com

(2) 追加接種 (場所未定)

◎内容

県は、医療従事者等に対する追加接種(3回目接種)等を支援し、医療提供体制を維持するため、独自の集団接種会場を設置・運営する(令和4年2~3月)。

◎規模(予定)

医療従事者(1,000人/日、総計40,000人を想定)

※例外的接種(前倒し接種)が開始されることに伴い、設置を早めることも検討しているとのこと。

8-1. 接種促進の支援事業

(1) 時間外・休日の接種に対する加算（診療所・病院共通）

実施期間	令和3年4月1日～令和4年9月30日	
申請対象期間	第1回：令和3年4月1日～令和3年7月31日（申請期間終了） 第2回：令和3年8月1日～令和3年10月2日（申請期間終了） 第3回：令和3年10月3日～令和3年11月30日（申請期間中）	※令和3年12月～令和4年9月までの対象期間や申請期限については、後日、県（市町村）より示される予定
要件	<p>①時間外に接種のための予診を行った場合 【時間外】休日以外の日で、当該医療機関が定めている診療時間以外の時間</p> <p>②休日に接種のための予診を行った場合 【休日】日曜・祝日・当該医療機関が定めている診療時間で、終日診療時間が割り当てられていない日</p>	
基準額（加算額）	①時間外： 730円 × 予診実施回数 + 消費税	
	②休日： 2,130円 × 予診実施回数 + 消費税	
申請先	市町村	
支給元	市町村	

※本件に関する問い合わせ等については、各市町村の担当部署へ連絡すること。

8-2. 接種促進の支援事業

(2) 個別接種促進のための支援（診療所）

実施期間	令和3年5月9日～令和4年3月31日	
申請対象期間	第1回：令和3年5月9日～令和3年7月31日（申請期間終了） 第2回：令和3年8月1日～令和3年10月2日（申請期間終了） 第3回：令和3年10月3日～令和3年12月4日（申請期間中） 第4回：令和3年12月5日～令和4年2月5日 第5回：令和4年2月6日～令和4年3月31日	※令和3年12月以降の申請期限等については、後日、県（市町村）より示される予定
要件	<p>①週150回以上の接種を10月3日から12月4日までに4週間以上行った場合</p> <p>②週100回以上の接種を10月3日から12月4日までに4週間以上行った場合</p> <p>③50回以上/日の接種を行った場合（上記①・②の要件を満たさない週に属する日に限る）</p>	
基準額（加算額）	<p>① 3,000円 × 接種回数（週150回以上の接種をした週における接種回数）</p> <p>② 2,000円 × 接種回数（週100回以上の接種をした週における接種回数）</p> <p>③ 100,000円 × 日数</p>	※同一日に①～③の支援の重複は不可
申請先	市町村	
支給元	神奈川県	

※本件に関する問い合わせ等については、各市町村の担当部署へ連絡すること。

8-3. 接種促進の支援事業

(3) 個別接種促進のための支援 (病院)

実施期間	令和3年5月9日～令和4年3月31日
申請対象 期間	第1回：令和3年5月9日～令和3年7月31日 (申請期間終了) 第2回：令和3年8月1日～令和3年10月2日 (申請期間終了) 第3回：令和3年10月3日～令和3年12月4日 (申請期間中) 第4回：令和3年12月5日～令和4年2月5日 第5回：令和4年2月6日～令和4年3月31日 ※令和3年12月以降の申請期限等については、後日、県(市町村)より示される予定
要件	① 50回以上/日の接種を行った場合 ② 特別な接種体制を確保した場合であって、50回以上/日の接種を週1日以上達成する週が、 <u>10月3日から12月4日まで</u> に4週間以上ある場合 <small>【特別な接種体制】 通常診療とは別に接種のために特別な人員体制を確保した場合であって、休日・休診日・時間外・平日診療時間内の別を問わない</small>
基準額 (加算額)	① 100,000円 × 日数 ② 上記①に加えて、以下を加算(50回以上/日の接種を行った日に限る) 【医師】1人1時間当たり：7,550円 【看護師等】1人1時間当たり：2,760円
申請先	市町村
支給元	神奈川県

※本件に関する問い合わせ等については、各市町村の担当部署へ連絡すること。

